

## 中小企業人材育成・資格取得研修費補助金 よくあるご質問

Q 1 どのような研修・講習が補助対象となりますか。

A 1 補助対象となる研修・講習は従業員等の**職務に密接に関連**し、高度な技術・技能及び経営などを学ぶことができる研修や講習です。

次に掲げるものは**補助対象外**です。

- ① 年度を越える研修
- ② 通信講座、オンライン講座、その他の通所講座でないもの  
※ 同時かつ双方向のオンライン講座（リアルタイムで受講できるもの）は研修の対象となります。また、好きな時間に動画を視聴できる受講形態の講習は助成対象外です。
- ③ パソコン講座（ワード、エクセル、パワーポイント、アクセス等の一般的なアプリケーション及びパソコンの使い方、パソコンの基礎知識に関する講座を含む）
- ④ ビジネスマナー等の一般教養講座
- ⑤ 足立区が実施する研修等

Q 2 この補助金の申請期限はいつまでですか。

A 2 **研修開始日の7日前まで**に、申請書類一式を郵送**（必着）**または窓口までお持ちください。

なお、本補助金は年度（4月1日～3月31日）ごとでの実施となります。したがって、3月については、3月31日までに研修の全行程が終了するものが対象となりますので、申請においては、当該研修の初日の7日前までに必ず申請書をご提出ください。

例) 3月30日～3月31日の2日制の研修の場合、3月23日までに提出

※ 郵送・窓口いずれも研修開始日の7日前が土日・祝日の場合には、その直前の平日営業日までにご提出ください。

Q 3 この補助金は何回申請できますか。

A 3 申請回数は以下のとおりです。

- ① 中小企業または個人事業主 年度5回まで
- ② 産業団体 年度4回まで

Q 4 雇用保険料率の確認できるものとはどのようなものですか。

A 4 例) ① 雇用保険年度更新計算書  
② 労働保険料等納入通知書  
③ 労働保険保険料申告書

Q 5 事業内容の確認できるものとはどのようなものですか。

A 5 例) ① 業種に関する営業許可証 (公的機関から発行されているもの)  
② 履歴事項全部証明書等

Q 6 研修・講習受講日を変更したい場合はどのように手続きをすればいいですか。

A 6 補助金の交付決定後に研修・講習受講日を変更したい場合は、就労・雇用支援係までお電話にてご連絡ください。手続きに必要な変更承認申請書を郵送させていただきます。変更承認申請書には、申請内容の変更が確認できる資料を添付していただく必要がありますので、研修・講習の実施機関に当該資料を発行していただくようお願い合わせください。

Q 7 申請を取下げたい場合はどのように手続きをすればいいですか。

A 7 補助金の交付決定後に申請を取下げたい場合は、就労・雇用支援係までお電話にてご連絡ください。手続きに必要な取下げ申請書を郵送させていただきます。

Q 8 同一の研修に2人以上が参加する場合の1研修とはどのようなことを指していますか。

A 8 同日程で同内容の研修に2名以上が参加する場合は、1研修としてまとめてご申請ください。

Q 9 他の研修とまとめて料金を支払っている場合どう手続きしたらよいか。

A 9 実施機関からの領収書等に料金の内訳が記載されている場合は、実績報告書の添付書類として**写し**をご提出ください。実施機関からの領収書等に料金の内訳の記載がない場合は、料金の内訳が確認できる資料の**写し**を添付してください。

Q 10 区内に主たる事業所があるものとはどういうことをいいますか。

A 10 区内に本社または支店・営業所等の登記があることとしています。

Q 11 会社の代表自らが研修・講習を受ける場合でも補助対象になりますか。

A 11 代表自らも職務に従事し、職務を行うにあたって必要な研修・講習であれば申請可能です。

Q 12 資格試験の受験料・検定料は補助対象となりますか。

A 12 資格試験の受験料・検定料のみの申請は助成対象外となります。

Q 1 3 研修・講習受講後の場合でも補助対象になりますか。

A 1 3 受講の終了した研修・講習に関する申請は一切お受けできませんので、あらかじめご了承ください。当該補助金は研修開始日の7日前が申請期限であり、研修・講習開始前の事前申請となります。

Q 1 4 研修・講習受講後に提出が必要な書類にはどのようなものがありますか。

A 1 4 当該補助金の実績報告書を提出いただく必要があります。以下の書類を添付いただきますので、ご用意いただきますようお願いいたします。

① 補助対象経費（研修・講習費）の支払い及び内訳が確認できる書類

② 修了証書等（受講証明書などの受講が確認できる書類を含む）の写し

※ 修了証書等が発行される研修・講習であるか事前に実施機関に確認の上、ご申請ください。

Q 1 5 講習の修了考査に不合格となってしまった場合、補助金を受け取ることとはできませんか。

A 1 5 講習の受講が完了していれば、補助金を交付することは可能です。修了考査に不合格となり、修了証書等が発行されない場合は、実施機関から受講したことの確認のできる受講証明書等を取得の上、実績報告書に添付してください。

Q 1 6 補助対象となっている研修・講習にはどのようなものがありますか。

A 1 6 補助対象事例は以下のとおりです。

(助成対象事例)

分 類	研修・講習名
アスベスト関連講習	一般建築物石綿含有建材調査者講習
	石綿作業主任者技能講習
危険物取扱関連講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
	ガス機器設置スペシャリスト
	ガス溶接技能講習
	有機溶剤作業主任者講習
運転技能系講習	小型移動式クレーン運転技能講習
	高所作業者運転技能講習
	特別教育（高所作業者）
	車両系建設機械運転技能講習
	フォークリフト運転技能講習
建設工事関連講習	玉掛け技能講習
	フルハーネス特別教育
	足場の組立て等特別教育
	解体工事施工技術講習
	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技術講習
	土木施工管理技士対策講座
	建築施工管理技士対策講座
電気工事関連講習	高圧ケーブル工事技能認定講習会
	低圧電気取扱い業務特別教育講師養成講座
	低圧電気・巻上機セットコース
	登録電工事基幹技能者認定講習
	第二種電気工事士受験準備技能講座
安全衛生管理	職長・安全衛生責任者教育
	職長・安全衛生責任者能力向上教育
その他	JW-CAD習得
	建設業経理士検定講座
	はじめて学ぶ金型図面の読み方
	電動工具安全取扱セットコース
	耐震診断資格者講習・耐震改修技術者講習
	ドローン操縦士講習